

メール 「一人ひとりを大切に、違いは宝物」元気で笑顔あふれる学校 にしおか NO.1

豊中市立西丘小学校「学校だより」 令和3年（2021年）4月8日発行

「メールにしおか」のカラー版は、ホームページをご覧ください。http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nisioka/

ご入学・ご進級 おめでとうございます！

春らしい陽気のもと7日、かわいらしい87名の新生が入学しました。前日新6年生が入学式の準備をしてくれましたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため、6年生や2年生のいない規模を縮小した入学式でしたが、どの子ども瞳をキラキラさせて、私からの話を聞いてくれました。1年生のみんなに約束してほしいことを3つお話ししました。1つ目は「元気にあいさつをしよう」2つ目は「自分のことは自分でしよう」3つ目は「やさしい心を育てよう」です。西丘小学校の素敵な図書館の紹介もかねて、「999ひきのきょうだい」の大型絵本を読みました。本好きな子になってくれると嬉しいです。

そして、本日2～6年生が登校してきました。体育館に全校児童が集まることができませんが、クラス分けされた新しい学年の教室に入り、リモートで始業式をしました。今年は「そ」掃除・「わ」笑い・「か」感謝を意識して、自分が頑張ることを決めて新たな気持ちでスタートしましょうと話しました。

今年度も「一人ひとりを大切に、違いは宝物」元気で笑顔あふれる学校、「学校・家庭・地域の笑顔をひとつに」つながりあうことを大切にすることを学校を目指します。新型コロナウイルスの感染状況によっては予定通りにいかないことがあると想定されます。保護者の皆様と地域と学校が手を携え、子どもたちを大切に育てていきたいと考えています。「学校教育目標」の実現に向けて、教職員一同力を合わせ精一杯努めてまいります。皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

学校教育目標 夢や希望に向かって心豊かにたくましく生きる子どもの育成



求める学校像

「一人ひとりを大切に、違いは宝物」元気で笑顔あふれる学校

「学校・家庭・地域の笑顔をひとつに」つながりあうことを大切にすることを学校

毎日の教育活動の中で求める具体的な子ども像

「しっかり聴き、深く考え、思いを伝える子ども」

心にゆとりを持つことができる子ども

あいさつで
あいてより
いつも
さきに やさしいきもちを
つたえよう



にしおかしょうがっこうの子



にこにこ えがおが あふれる 子
しっかり まなび かんがえる 子
おもいやりが あり やさしい 子
からだと ころを きたえる 子

令和3年度(2021年度)教職員一覧

校長	1年1組
教頭	1年2組
副主査	1年3組
養護教諭	2年1組
用務員	2年2組
用務員	2年3組
学校図書館司書	2年4組
支援	3年1組
支援	3年2組
支援	3年3組
支援	3年4組
支援	4年1組
介助員	4年2組
介助員	4年3組
音楽	4年4組
図工	5年1組
家庭	5年2組
学校支援	5年3組
ひまわり	6年1組
ひまわり	6年2組
ひまわり	6年3組
ひまわり	6年4組
ひまわり	警備員
ひまわり	警備員

離任の職員

今年度 来年度 異動

新しく着任の職員

昨年度から算数の少人数指導のために1名配置されていた教員を、1学級あたりの人数減による指導の充実の為に学級担任として配置することが可能になりました。そこで6年生を4クラスに分け、担任として配置しています。

また、本年度は国で1・2年生、豊中市の独自施策として3・4年生で35人学級が実現しました。これにより本校では全ての学級が35人以下となりました。

少人数学級で一層の学習・生活習慣の確立、指導の充実にあたります。

児童数(4月8日現在)

	1組	2組	3組	4組	合計
1年	29	29	29		87
2年	29	28	28	29	114
3年	30	31	30	30	121
4年	30	30	29	30	119
5年	31	31	31		93
6年	30	30	31	30	121
合計					655



豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(同意確認書)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤーは含みません。)

学校における携帯電話の取り扱いについて

教育委員会より「豊中市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針」が出されています。(左側をご覧ください。)

本校は、これまで通り児童の携帯電話の持ち込み「原則禁止」です。

携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合は、担任を通じて校長に申し出て、校長の判断により例外を認めるものとしています。認められた場合は同意確認書を提出していただくことになります。さまざまなネットのトラブルにあわないよう学校で引き続き指導していきますが、ご家庭でも親子でルールを決めて使用させるようお願いいたします。



☆また、今年度より(OTTADE! オッタデ!) 関西電力送配電(株)が提供する見守りシステムが導入されます。学校ごとに導入時期が異なります。西丘小学校は10月導入となっておりますので、近づきましたら詳しいご案内いたします。